

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び未成年の子）について、申立人父が平成24年から原発事故に起因して出張を繰り返すようになり、自宅に不在となる期間が増加したという事情を考慮し、家族別離を理由として、平成24年1月から平成30年3月まで月額1万5000円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金337万9000円（別紙の「和解金額」欄記載の金額）の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年11月19日

(仲介委員 塚越 豊)

(別紙)

損害項目	内 訳	金 額	期 間	備 考
生活費増加費用	宿泊謝礼	¥50,000	H23.3.16 ~H23.3.22	
	自家消費米・野菜	¥850,000	H23.3.11 ~H30.3.31	世帯に対し 年 12 万円
一時立入費用		¥44,000	H24.1.1 ~H24.5.31	茨城県⇄福島県 2 回分
日常生活阻害慰謝料 第五次追補 第 2 の 4 指針 I)	④ (乳幼児の世話) による増額分	¥1,310,000	H23.3.11 ~H30.3.31	申立人 X 1 に対し 108 万円 申立人 X 2 に対し 23 万円
	⑧ (家族別離) による増額分	¥1,125,000	H24.1.1 ~H30.3.31	世帯に対し 月 3 万円。寄与度 5 割

和解金額	¥3,379,000
------	------------